

令和4年第1回砂川市都市計画審議会 議事録

日 時：令和4年2月8日（火曜日）午後1時28分から午後3時00分

場 所：砂川市役所 本庁舎2階 大会議室

出席者

【審議会委員（会長、以下名簿順 敬称略）】

会長 関尾一史、多比良和伸、中道博武、小黒 弘、齊藤智基、西島弘志、其田勝則、
安海智久、小関 徹

欠席者：伊藤 学

【砂川市】

市長 善岡雅文、建設部長 近藤恭史、土木課長 金泉敏博、都市計画係長 谷 龍典

1. 開会

建設部長：皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。
定刻前ではございますが、本日も出席の委員さん、皆さんお揃いになりました
ので、ただいまから、砂川市都市計画審議会委員委嘱書交付式ならびに第1回
審議会を開催させていただきます。

2. 委嘱書交付

建設部長：委員の皆様方に委嘱書を交付いたします。今回交付いたします委嘱書についま
しては、令和4年2月14日から2年間のもとなり、現在就任いただいている
皆様に、引き続きお願いを申し上げるものでございます。

それでは、善岡市長より委嘱書を交付いたします。市長が皆様の前に参りま
すので、その場でご起立の上、委嘱書をお受け取りいただきますようお願い
致します。

～ 委嘱書の交付（名簿順9名へ交付、1名は欠席のため後日交付） ～

建設部長：以上で委嘱書の交付を終了いたします。

3. 市長挨拶

建設部長：審議会の開催にあたり、善岡市長よりご挨拶を申し上げます。

市 長：都市計画審議会の委員の皆様、大変お忙しい中、出席をいただきまして、大変
ありがとうございます。本日、ご審議をお伺いいたします、砂川市都市計画マ

スタープラン及び砂川市緑の基本計画につきましては、共に平成23年度の策定から10年が経過し、計画期限を迎えたことから、上位計画である砂川市第7期総合計画に即して、見直しを図り、次期計画を策定するものであります。砂川市都市計画マスタープランにつきましては、長期的な見通しを持ったうえで、砂川市の都市計画区域内の、土地利用や都市施設整備のあり方などの方向性を示していくものであります。また、砂川市緑の基本計画につきましては、緑地のあり方や、公園、街路樹などの将来の方向性を示すものであります。こんにちにおきましては、これまで都市計画に関する施策を推進して参りましたが、策定から10年が経過する中、社会経済情勢や市民の意識といった、本市を取り巻く様々な状況が変化しているところであり、これらを踏まえながら計画の見直しが必要と考えているところでございます。このように、ふたつの計画につきましては、市の都市計画行政及び緑化推進行政の基本指針となりますことから、ご審議にあたって、皆様方のご協力、ご支援をよろしくお願い申し上げます。以上、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 自己紹介

建設部長：委員の皆様から、席の順に自己紹介をお願いしたいと思います。

～ 委員自己紹介 9名（1名欠席） ～

建設部長：委員の皆様、大変ありがとうございました。続きまして、砂川市より職員の自己紹介をさせていただきます。

～ 職員自己紹介 ～

5. 都市計画審議会について

建設部長：審議会の令和4年第1回の会議に移らせていただきます。まず、はじめに、次第の5番目の都市計画審議会につきまして、事務局から説明をさせていただきます。

事務局：都市計画審議会につきまして、ご説明申し上げます。お配りしております。「砂川市都市計画審議会条例」をご覧ください。

「設置」についてですが、「第1条 都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、砂川市都市計画審議会を設置する」としております。

「組織」についてですが「第2条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する委員をもって組織する。」となっており、(1)市議会議員 3人以内、(2)学識経験者 5人以内、(3)関係行政機関の職員又は市内に住所を有する者のうち市長が適当と認めるもの 2人以内となっています。次に、審議会の委員の任期は、2年とし、ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間としております。次に「砂川市都市計画審議会の役割」をご覧ください。都市計画決定等による権利制限の合理性を判断する第三者機関として、次の調査審議を行います。今回、①都市計画法により権限に属された事項の調査審議にあたり、砂川市が定める都市計画として、今回の砂川市都市計画マスタープラン及び砂川市緑の基本計画となります。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

建設部長：事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

6. 会長及び職務代理者の選出について

建設部長：次第の6番目の「会長及び議長の選出」に入りたいと思います。砂川市都市計画審議会条例第4条第1項により、委員の互選により定めることとなっておりますが、いかが取り計らったらよろしいでしょうか。

委員：事務局提案をお願いします。

建設部長：ただいま事務局提案というご意見がございましたが、よろしいでしょうか。

～ 委員の皆さんの了承 ～

建設部長：事務局より提案をお願いします。

事務局：事務局案ということでございますが、農業委員会会長の、関尾一史委員にお願いしたいと思います。

建設部長：事務局から提案がありましたが、皆様よろしいでしょうか。

～ 委員の皆さんの了承 ～

建設部長：ありがとうございます。それでは、事務局案を皆様にご賛同いただきましたので、関尾委員を本審議会の会長に決定したいと思います。関尾会長よろしくお願いいいたします。
関尾会長におかれましては会長席に移動をお願いします。

～ 会長は席を移動 ～

建設部長：会長から、就任のご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいいたします。

会 長：ただいまご指名を受けました関尾です、一言ご挨拶を申し上げます。
都市計画につきましては、農業との関わりも深く、またまちづくりに関する重要な事項が多々あると思われ、本審議会の責務は大きなものがあると考えますので、委員皆様のご協力をいただきながら、議事を進めて参りたいと思いをいたします。不慣れではありますが、よろしくお願いいいたします。

建設部長：ありがとうございました。
続きまして、会長から、砂川市都市計画審議会条例第4条第3項に基づく職務代理人をご指名いただきたいと思いをいたします。職務代理人の指名をよろしくお願いいいたします。

会 長：職務代理人につきましては、ご苦勞をお掛けしますが、多比良和伸委員に願いいいたしたいと思いをいたしますが、皆さんよろしいですか。

～ 委員の皆さんの了承 ～

建設部長：職務代理人につきましては、多比良委員ということで決定をさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

7. 砂川市都市計画マスタープラン及び砂川市緑の基本計画の諮問

建設部長：ここで、本審議会に対しまして、善岡市長から「砂川市都市計画マスタープラン」及び「砂川市緑の基本計画」につきまして、諮問をさせていただきます。
会長、前の方にお願いいいたします。

～ 市長から会長へ諮問 ～

市長：砂川市都市計画審議会会長 関尾一史様。砂川市都市計画マスタープラン及び砂川市緑の基本計画の諮問について。砂川市は、平成24年3月に平成32年度を目標年次とした「砂川市都市計画マスタープラン」及び「砂川市緑の基本計画」を策定し、これを指針として都市計画及び緑化に関する市政を推進してきました。この度、現行計画の期間が満了するに伴い、新たな「砂川市都市計画マスタープラン」及び「砂川市緑の基本計画」の策定について、砂川市都市計画審議会条例に基づき、貴審議会に諮問いたします。どうぞよろしく願いいたします。

建設部長：議事に移りたいと思います。その前に、大変恐れ入りますが、善岡市長につきましては、公務の都合上、ここで退席をさせていただきたいと思います。

市長：どうぞよろしく願いいたします。

建設部長：砂川市都市計画審議会条例の規定によりまして、本日は委員の半数以上の出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。また、会議の議長は、関尾会長にお願いしたいと思います。これ以降の、議事につきましては、会長のお手元で進行をお願いいたします。

会長：会議に入ります前に、この会議のあり方でございますけれども、会議は本日を含め、原則公開することとし、議事録を作成するため会議の内容は録音します。また、会議内容は、委員の名前は伏せ、市のホームページ上で公開することにしたと思いますが、ご意見はありますでしょうか。

～ 委員の皆さんの了承 ～

会長：お手元にあります次第に沿いまして、議事を進めて参りたいと思います。今回取り上げます議題につきましては、2件ありますが、①、②は相互に関連がありますので、事務局から一括して説明願います。

事務局：計画につきまして、説明させていただきます。
本編の説明に入る前に、内容の中で大きな位置を占めます、土地利用の規制についての都市計画制度であります、用途地域について説明させていただきます。

事前にお配りした資料のうち、「用途地域について」という、お手元のペーパー、それから、A4の厚紙に印刷しております、縮尺5万分の1の砂川都市計画総括図、二つの資料により説明いたします。

はじめに、「用途地域について」をご覧ください。

用途地域とは、住居・商業・工業などが無秩序に乱立し、互いに「生活環境」や「業務の利便」が損なわれることの無いように、主に建築物の種類や規模などを規制し、互いに守るべき最低限のルールを決めて、機能的で良好な都市環境の誘導を図るものとして定めているものでございます。区域の決定は、都市計画法により行い、規制内容は建築基準法の規定によります。なお、この資料は、砂川市において決定しているものを掲載しております。

次に、「総括図」をご覧ください。基本的に市街地は用途地域の指定を行っている範囲となっております。緑と黄色が住居系、赤が商業系、青が工業系となっており、砂川市内の風景を思い浮かべますと、住宅や店舗、工場等々、実際にたっている建築物と、この地図とが、概ね符合しているのではないかと思います。また、皆様のお住まい、あるいは、職場の建物につきましても、原則としては、この規制の中での建築となっております。

このようになっておりますのは、この用途地域の指定による、建築物の誘導の結果であります。これは地権者の権利の制限を伴いますことから、改正の場合は都市計画審議会における審議が必要であったり、この都市計画マスタープランや上位計画であります、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に合致していることが必要であったりと、頻繁な変更はできない仕組みとなっております。このことが計画的で中長期的な土地利用の円滑化を保証・促進しているものです。本計画において、土地利用について言及している箇所につきましては、この用途地域の指定がキーポイントとなっていることを、ご留意いただきながら、お聞きいただきたいと思います。

それでは、計画の説明に参ります。スクリーンのパワーポイント資料に沿って説明させていただきます。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された市町村の都市計画に関する基本の方針であります。目指すべき将来の都市像を明確にするため、都市整備の目標や地域別の整備方針等を総合的に示すもので、策定により合意形成の促進、都市計画の円滑な決定が期待できるものです。

見直しの背景は、前計画の期間が令和2年度までとなっていること、上位計画である「砂川市第7期総合計画」の策定、「砂川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の策定によるものです。

計画の目的ですが、人口減少・少子高齢化の進行等の課題が顕著となっており、見直しにあたっては、国や北海道が示す「低炭素型社会の実現」「コンパクト

なまちづくりの方針」を推進するため、本市の現状・背景・課題を踏まえ、これからの都市づくりを市民と行政が一体となって進めていく基本的な方針として策定いたします。また、「砂川市第7期総合計画」において、持続可能な開発目標、SDGsを関連付けていますことから、これにも踏まえた内容といたします。

都市計画マスタープランの位置付けですが、都市計画マスタープランは、「砂川市第7期総合計画」及び「砂川都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」に即し、また、砂川市の関連計画と整合を図ります。この都市計画マスタープランに基づき、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、など個別の都市計画が進められます。

計画期間につきましては、前の計画同様、総合計画にあわせ、10年後の令和12年度までとしています。

計画の構成ですが、第1章は計画の概要になります。第2章基礎資料の整理におきまして、砂川市の概要、市民意向、上位・関連計画の概要を整理したうえで、都市計画の課題を設定します。この課題を元に、第3章の全体構想及び第4章の地域別構想をつくり、第5章において都市づくりの推進方策を記しております。

策定体制についてですが、本計画は、アンケート調査、パブリックコメントなど市民の意見と、関係機関との協議内容を踏まえ、見直し内容を検討し、庁内で設置した策定委員会で見直し案について議論を重ね、砂川市都市計画審議会での審議を経て策定します。また関係機関協議につきましては、北海道と現在協議を進めており、最終案に反映を検討中でございます。

第2章、基礎資料の整理ですが、これらの内容の説明につきましては、時間の都合上割愛させていただきます。

目標に反映すべき課題として、基礎資料の整理から抽出しました。

砂川市の概要で示した、現況及び都市計画からの課題ですが、2-1-1人口から導かれる課題は、人口減少に対応したまちづくりが求められる。就業人口が減少することで、産業の停滞が懸念される。以下、2-1-8土地利用から導かれる課題まで、記載のとおりとなります。

市民アンケートから導かれる課題でございます。市民の生活を支える生活利便施設の維持が求められる、など、以下のとおりとなっています。

上位、関連計画の一覧です。このうち(11)砂川市立小中学校適正配置基本計画につきましては、小中学校の統合に関することで、将来的な土地利用に影響があるものです。

課題の設定と基本目標との整理、これを一覧にしたものです。いま説明した内容は、表の中、左側となります。これを右側の欄、都市計画マスタープランが

担う課題として整理しました。

重要なところなので、確認させていただきますと、都市の低密度化対策ということで拠点や住まいの区域を設定、それから空き家対策。コンパクトな都市づくり。内部充実型都市構造の検討、それからまちなか居住の推進。第1次産業の育成、農村環境、森林環境の保全。産業の育成、活性化。拠点の土地利用規制の検討。都市施設の点検、見直し、維持管理。長期未整備の都市施設の見直し。公共施設の適正配置。公共施設の再編に伴う用途地域等の見直し。防災、減災対策の推進。地域防災計画に基づく予防対策。景観に配慮した都市づくり。公園緑地の効率・効果的な維持管理。市民参加のきっかけづくり。情報の発信、市民参加意識の啓発。市民協働。市民と協働のまちづくりです。

いままとめて申し上げましたが、都市計画マスタープランにつきましては、あくまで基本方針の計画ですので、方向性としての形で簡潔にまとめているところです。

第3章 全体構想ですが、現況、課題、方向性を踏まえ、以下都市計画の基本理念、将来目標を設定しています。まず、将来都市像につきましては、上位計画であります、砂川市第7期総合計画の都市像「自然に笑顔があふれ、明るい未来をひらくまち」を共有し、基本理念におきまして「まちづくりの主役は市民」の考えを継承しています。

このことを踏まえまして、都市計画の基本理念として「安全・安心なコンパクトで活力のある、市民が主役の持続可能な自然と調和した住みよいまち」といたしました。このフレーズにつきましては、理念の実現のための基本目標とつながるキーワードで構成しています。

基本目標は3点です。基本目標1：コンパクトな市街地を活かした都市づくり。基本目標2：自然環境と調和した持続的な都市づくり。基本目標3：安全・安心で快適に暮らせる都市づくり。この3点です。

基本目標につきましても、課題の設定で示した通り、都市計画マスタープランが担う課題とつながっております。

それでは、将来目標の設定に続きまして、将来都市構造になります。土地利用ゾーニング、都市の軸、都市の拠点の3つのポイントを踏まえた将来都市構造です。

土地利用ですが、これは、砂川市第7期総合計画に示す土地利用と整合させております。3つの区分を行っており、まず、都市地域として都市的利用が図られている箇所や都市的土地利用が望ましい地域を市街地ゾーンと位置づけ、次に、農業地域及び森林地域として、優良農地の保全をはかり、遊休農地や休耕田などの適切な管理や指導、水源の涵養、災害防止、木材の生産、また二酸化炭素吸収源の緑の保全と創出を図る自然環境保全ゾーンと位置付け、最後

に石狩川河川敷地を中心とした一帯は、河川空間として親水空間ゾーンと設定しております。

都市の軸ですが、こちらは大別して2種類、自然骨格軸と広域交通ネットワーク軸を設定します。自然骨格軸は、河川や水路、農地など、自然及び自然的環境から構成されています。広域交通ネットワークは、鉄道、道路の内高速道路や幹線道路から構成されています。

都市の拠点ですが、都市活動、産業、自然的環境の3つの視点で、拠点すべき地域的なまとまりが今後も見込まれる部分を示しています。

そして、土地利用ゾーニング、都市の軸、都市の拠点を重ね合わせ、将来構造としました。

砂川都市計画の方針ですが、将来人口は、第7期総合計画とあわせ、15,000人とします。また、国勢調査人口における総人口に占める割合の経年変化を元に、都市計画区域及び用途地域の人口を設定しています。

土地利用の方針ですが、砂川市第7期総合計画で示す土地利用の考え方と整合性を図り、総合的かつ計画的な土地利用を検討し、人口減少や少子高齢化といった社会情勢の変化への対応、市街地の無秩序な拡大の抑制、市街地における都市機能の集積、未利用地などの有効活用、コンパクトな内部充実型のまちづくりを検討していきます。

都市計画区域は、現在の規模を維持することとします。将来市街地も、これは用途地域と同じ範囲で、現在の規模を維持します。ただし、土地利用の動向や社会情勢の変化に応じて、部分的に用途地域の拡大、縮小を検討することとします。

土地利用方針図ですが、市街地ゾーンの区分を、住宅地、商業業務地、工業業務地など9つに区分しますが、これは砂川都市計画区域整備、開発及び保全の方針に即したものです。

なお、今回計画での変更点として、市立小中学校の適正配置計画の実施による影響を記しております。学校跡地等の広大な土地を中心とした地域の、土地利用の見直しを検討しますとありますが、これは現段階ではなにも決まっておりませんが、今後の利活用方針の検討状況を踏まえ考えていくものです。そのほか、土地利用の見直しなどのポイントにつきましては、第5章で取り上げます。

交通施設の整備方針ですが、(1) 広域交通網の整備方針では、国道12号を中心とした国道と道道による道路網の良好な交通環境の整備を推進します。

(2) 市街地内交通網の整備方針につきましては、整備済の街路は幹線道路として維持し、整備が長期未着手の都市計画道路は、道路交通量の予測や土地利用の動向を踏まえ、都市計画の見直しを検討します。

その他の市道は、幹線道路と共にネットワークの維持に努めます。

(3) 人にやさしい交通環境づくりの方針です。バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した道路づくりを進め、公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進めます。また、中心市街地での回遊性・利便性等を高める歩道の再整備の取り組みや、「砂川市予約型乗合タクシー」の維持確保に努めます。

公園・緑地、都市景観施設の整備方針ですが、詳細につきまして緑の基本計画において説明しますが、上位計画として記載しています。

(1) 公園・緑地に関する基本方針です。緑地の形態に応じて、機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努めます。市民一人あたりの公園・緑地量は約226.79㎡となっておりまして、他市町と比べ量が多いものの今後の人口減少を見据え人口動態や誘致距離等を勘案して街区公園の配置、集約・再編を検討します。また、長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進めます。

(2) 都市緑化・都市景観形成の方針ですが、①都市緑化の推進方針につきましては、緑地や緑化施設の機能維持のため、樹木の成長に対応した管理を実施します。また「砂川市花いっぱい運動」などの市民活動も推進します。

②都市景観の形成方針につきましては、「砂川らしいまちづくり」を進めるため、「北海道景観計画」の方針に即しつつ、市街地の背景となる自然環境の保全、水辺景観の保全、街並み景観の創出を進めます。

河川の整備方針ですが、ここでは、先ほど自然骨格軸で示した河川と砂川遊水地のあるオアシスパークを取り上げております。

(1) 石狩川・空知川・ペンケ歌志内川・パンケ歌志内川・石山川です。流域治水の観点から、河川管理者である国や北海道と調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や総合的な治水対策に努めます。

(2) 砂川オアシスパーク（砂川遊水地）です。

「砂川地区かわまちづくり」計画の登録を受け、アウトドアスポーツ等のアクティビティが楽しめる空間として親水護岸や管理用通路等の整備を行うとともに、民間事業者等による営業活動を可能とし、砂川のスイーツや観光情報の発信拠点の整備を行います。

住環境の整備方針ですが、(1)住宅・宅地の方針から(5)広域的なゴミ処理体制とありますが、それぞれの分野に関連計画がございますので、これを参照しながらそれぞれ住環境の整備を進めて行きます。なお、この中で、下水道と、広域ごみ処理施設であるクリーンプラザくるくるにつきましては、都市計画決定を行っております。

その他都市施設等の整備方針は、(1)公共施設等の方針として「砂川市公共

施設等総合管理計画」による方針に基づき、管理を行い、整備に際しては、再エネ設備の導入などを検討し、脱炭素実現に向けた取り組みを進めます。

都市防災の方針ですが、(1) 災害予防対策の推進方針は、「砂川市地域防災計画」に基づき、いつ起きるかわからない災害への予防対策を国や北海道とともに講じます。(2) 災害に強い都市基盤の整備方針は、「砂川市強靱化計画」と整合を図りながら、災害に強い都市づくりに向けた都市基盤等の整備に努めます。

第4章地域別構想ですが、全体構想において示した内容を、地域ごとの土地利用の特性に応じて6つの地域に分け示します。なお、用途地域を中心に分けておりますので、例えば、空知太は、空知太地域と郊外地域、北光は、北光地域、それから市街地地域、郊外地域など、一般的な町名とは一致しません。

空知太地域ですが、この地域は、国道12号、滝川バイパスなどの交通施設が充実し、砂川SAスマートインターや子どもの国にも近いこと、また滝川市に近く、砂川都市計画区域のみならず複数の都市計画区域に跨る機能の施設や生活圏のある地域であることから、地域づくりの目標として、将来地域像を広域交流機能が充実した流通業務地とし、広域交通網の適切な維持と、沿道業務環境の保全の2つの目標を掲げています。

北光地域ですが、国道12号線沿道と道央砂川工業団地があり、砂川SAスマートインターが近いことから、地域づくりの目標として、将来地域像は『交通便利性を生かした工業・業務地』、目標は企業誘致の促進と需要を見据えた都市基盤の整備の2つを掲げています。

市街地地域ですが、中心市街地を取り囲むように設定しています。全市の半数以上が居住する地域であり、今後もその役割を期待されることから、将来地域像は「安心して住み続けられる地域」とし、目標は安全に住み続けられる住環境の形成とします。今後も住環境の維持・整備を行います。

中心市街地地域ですが、本市の顔となる地域であり、市民アンケートでも駅周辺や中心部の活性化を求める意見が多数寄せられています。また、本市の医療・行政・交通等の中核機能の中心地として、求心性・活力の増進に向けた取り組みが必要であることから、将来地域像：『賑わいと魅力にあふれた中心市街地』とし、目標は、まちなか居住とコンパクトシティへの誘導、市街地の利便性の確保と再整備、の2つとなります。

豊沼地域ですが、砂川市は、産炭地に接するなどの地理的要因により、工業を基幹産業として発展してきましたが、本地域はその代表的な拠点です。今後も内陸型工業地としての継続的な発展のため、国道12号沿線を始めとする未利用地に企業誘致を図る必要があることから、将来地域像は『既存企業と新規企業が共存する地域』、目標は既存企業と新規企業による雇用の場の確保、と

なります。

郊外地域ですが、市街地を取り巻くように位置しており、農地、森林、河川など多くの自然環境や観光資源に恵まれていることから、将来的な地域像を『農業・自然環境・観光資源が調和した地域』と設定し、その実現に向けて環境形成をめざすこととし、将来地域像は『農業・自然環境・観光資源が調和した地域』、目標は田園環境の保全、観光拠点の活用の2つとなります。

目標1のかっこ書き 特定用途制限地域ですが、この制度は、都市計画区域の中で、用途地域の指定のない地域を白地地域と呼びますが、この白地地域に対して、各地域の環境保全のために、建築制限を導入するための制度です。

第5章都市づくりの推進方策ですが、都市づくりの推進については、(1) 市民と協働による計画の推進 (2) 関係機関との協議 (3) 庁内の関係部署との連携 (4) 定期的な進行管理は、従来の取り組みをそのまま継続します。なお、

(1) につきましては、砂川市協働のまちづくり指針に準拠し、市民と行政の適切な役割分担を行い推進します。

5の2都市計画の見直しについてですが、人口減少・少子高齢化など社会状況の変化に対応し持続可能なまちづくりとしていくため、本計画策定後、都市計画の見直しを検討します。都市計画の見直しの検討は、土地利用や都市施設、交通施設や、公共空地から進めるとしてありますが、土地利用及び都市施設は、いま砂川市の都市計画において指定しているもののなかで、これまでの内容において確認が必要なものを列挙しています。

土地利用見直しについてですが、上位関連計画を踏まえ4つのポイントについて検討するとしており、①焼山工業団地、中央小学校、三砂地区周辺地域の土地利用規制（用途地域等）の変更、②用途地域の指定のない地域に対する特定用途制限地域の導入、③ 学校跡地等の広大な土地を中心とした地区の土地利用規制（用途地域等）の変更④ 国道沿道地区の土地利用の実情にあわせた用途地域の調整、となっております。4つのポイントですが、相互に重なり合う部分もございます。

①でございます。図面の中央赤丸でくくったところですが、市街化を図るべく用途地域の指定があり、駅東部地区や晴見団地等に近接しているにもかかわらず、開発が低調となっている地域でございます。住居系、工業系、先ほどの都市計画白地が混在していることから、検討が必要とするものです。

②につきましては、住宅地に隣接した地域に、また隣接していなくても、農業地域としての農振法などによる規制のない地域につきまして、乱開発の可能性あることから、北海道の助言もあり、規制の導入を検討するものです。

③は、学校適正配置計画の実施により跡地利用の検討が見込まれますので、全ての学校、及び広大な未利用地について、あわせて検討事項とするものです。

④は、国道沿道において未利用地があることから、開発の動向を踏まえて調整を検討するものです。

以上の事柄は、決定事項ではございません。また必ず実施するものではございません。

素案の説明の冒頭におきまして、用途地域について説明させていただきましたが、繰り返しになりますが、既存の用途地域の決定につきましては、地権者の権利の制限を伴い、頻繁な変更はできない仕組みとなっており、このことが計画的で中長期的な土地利用の円滑化を保証・促進しているものです。従って、本項においては、課題設定や構想を作成する中で確認されている課題に対する方策として示しており、内容は都市計画マスタープラン策定後、改めて調査検討していくこととなりますが、結果的に実施しないことも考えられます。以上が、都市計画マスタープラン素案の説明となります。続きまして、緑の基本計画の説明に入ります。

緑の基本計画につきまして、ご説明申し上げます。

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき市町村が策定する計画であり、本市における緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定め、これにより緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施するための計画です。見直しの背景については、都市計画マスタープランと同じです。

具体的な目的ですが、本市における緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定め、これにより緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することを目的として、10年後の令和12年度を計画期間として本計画を策定いたします。計画期間の考え方も、都市計画マスタープランと同様です。

計画の位置付けですが、都市計画マスタープランと同様に砂川市第7期総合計画に即し、また、都市計画マスタープランに即すことから、計画の内容が都市計画マスタープランと密接であるため、両計画を同時に策定し、同時に審議しています。

緑地の区分ですが、一口に緑地と言っても、これだけの区分があります。範囲がかなり広く、また、管理者も官民、多岐にわたりますが、市内にある緑地ということで、市の管理の範疇を超える緑地につきましても、計画において言及しています。

計画の構成ですが、第1章の説明をしておりますが、この後第2章に基礎資料の整理において、現況調査を踏まえた分析評価、市民意向の把握、上位・関連計画の概要を踏まえ、総合的な課題の整理を行い、第3章において今後の緑化の方針を示します。

策定体制についてですが、都市計画マスタープランと同様です。

現況調査ですが、自然的現況調査、社会的現況調査、緑地現況調査、その他の調査です。これらの現況調査を踏まえ、課題の設定となります。

自然的現況調査は、石山公園の樹林地の保全啓発の重要性、石狩川中流域の湖沼群についての保全の取り組みを、課題としています。

社会的現況調査は、人口減少や少子高齢化が進むなか、市民参加のもと継続的に維持・保全するための仕組みづくりを、課題としています。

緑地現況調査は、都市公園・緑地の総量については、比較的高い状況となっており、今後は量を確保するのではなく、「みどり」が持つストック効果を高めるマネジメントを実践することを、課題としています。

その他の調査は、公園は、老朽化が進んでいるため、長寿命化計画により施設の保全・補修を行っていくとともに、地域の利用状況を踏まえて改修や集約・再編を検討するなど、魅力的な公園づくりを課題としています。また、街路樹は、適正な管理の実施を課題としています。

第2章、分析評価ですが、分析評価は、緑地総量の達成状況、砂川市第6期総合計画施策評価、分析評価、の3点で構成されています。

前計画期間における、緑地総量の達成状況ですが、緑地の確保、都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準、緑の基本計画で確保する緑地の総量の項目において確認しており、達成または、未達成でも達成率は高く、緑化は十分に進んでいると言えます。なお未達成のものも、都市計画区域面積が改測され分母が増加した影響もあります。

第6期総合計画施策評価ですが、街区公園の管理や花いっぱい運動の高齢化・人口減少への対応、街路樹の成長にあわせた維持管理など、課題を指摘しています。

分析評価ですが、4系統の評価を行っております。

環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統となりまして、市内の緑地について、現況調査等の結果、各系統に位置付けを行い分析したうえで、方向性を整理し、配置方針を決めていきます。

分析評価の項目は、緑地の様々な効果をそのまま示したものであり、緑地と共にこれらの効果をどう維持していくのかが、具体的な課題に繋がっています。

分析の内、方向性の整理について説明します。

環境保全系統における分析・評価から、優れた緑が市街地の内外に水と緑のネットワークを形成し現状ではかなり充足しています。

レクリエーション系統から、既存の公園の魅力を高めるマネジメントや集約・再編を検討することが課題となっています。

防災系統から、自然環境の保全と防災対策の調和、万が一の防災体系としての

避難地・避難路のネットワークの確保などが課題となっています。

市街地内外における景観構成要素ですが、多様な要素が存在しているものの、単独で存在しているものが多いため、都市景観としてのバランス構成や連続性などの創出が今後の課題となっています。

市民意向の把握ですが、アンケート調査から導かれる課題を整理すると、「増やす」ことに関しては木よりも花において望まれています。それから公園については、年齢やライフスタイルなどニーズに合った公園整備が望まれています。また、公園の遊具については、利用の少ない遊具については撤去して総数を減らすべきと考えられています。

緑化推進に関する行政においては、緑とのふれあいの場の充実や、市民との協働による緑づくりを推進することが望ましいと考えられます。街路樹による街並みの美しさに関する満足度が低く、管理強化が求められています。

上位・関連計画ですが、緑の方向性の抽出につきましては、以下の5点となります。市民参加による緑化活動の推進、農用地や森林の多面的な機能の保全、生物の生息環境及びうるおいのある親水空間として水辺環境の維持保全、公園施設の長寿命化と適正管理、災害時にオープンスペースとして役立つ緑地の保全、となります。

総合的な課題の整理ですが、現況調査、分析評価、市民意向の把握、上位関連計画から導かれる課題を、次の4つの課題にまとめています。課題1：市民のやすらぎをもたらす自然環境の保全と都市の調和、課題2：地球温暖化の緩和や防災上効果がある緑地への必要性の高まり、課題3：市民・行政による協働の緑のまちづくり、課題4：公園施設の整備及び適正管理の推進、です。

第3章緑の基本計画です。

緑地の保全及び緑化の目標ですが、基本理念から始まります。前回の基本理念である共にはぐくみ、水・緑・田園風景を活かした景観づくり、をベースとして、砂川市第7期総合計画、そして砂川市都市計画マスタープランの基本理念に即し、基本理念を「明るい未来につながる、水・緑・田園風景を活かした美しい景観づくり」、としました。

基本目標ですが、課題の整理と基本理念を組み合わせたものです。基本目標1：豊かな水と緑、良好な田園など緑の財産を後世に継承する緑づくり、基本目標2：都市の防災・温暖化防止に資する緑の維持・管理、基本目標3：官民連携でおこなう都市の緑化と維持・保全、基本目標4：公園・緑地ストックの持続可能な運営・管理の推進、です。

計画のフレームですが、都市計画のフレームは、都市計画マスタープランに準拠し、目標水準は、達成状況を踏まえ、数値目標は定めませんこととします。

緑地の配置方針ですが、都市計画マスタープランのゾーニングとの整合性、分

析評価の4系統ごとの配置方針を説明しています。

都市の構造及び土地利用の動向などを勘案しつつ、分析評価の結果をもとに環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4系統別に緑地の配置方針を設定した上で、総合的な緑地の配置方針を設定するものとします。

環境保全系統の緑地の配置方針の要点ですが、良好な自然環境の保全、自然環境を活用した公園・緑地の保全、身近な公園・緑地の充実、工業団地における緑の創出、の4点です。

レクリエーション系統の緑地の配置方針の要点ですが、広域レクリエーションの充実、都市のレクリエーション拠点の充実、身近なレクリエーション施設の充実、親水空間の機能保全、の4点です。

防災系統の緑地の配置方針の要点ですが、防災対策と連携した緑地の保全、防災機能を有する緑地の創出、避難場所の確保と機能の充実の3点です。

景観構成系統の緑地の配置方針の要点ですが、市街地の背景となる自然景観の保全、水辺景観の保全、街並み景観の創出、の3点です。

これらを重ね合わせて、基本方針図となります。

緑地の保全及び緑化の推進のための施策です。施設緑地の整備方針及び整備目標ですが、基本方針は、都市公園の多機能性を活かし、魅力を向上して市民の利用を促進することをめざします。

整備及び管理の方針は、都市公園ストックの適切なマネジメント、都市公園の集約・再編の検討、官民連携による公園活性化の促進の検討、都市公園種別ごとの方針、の4点ありますが、今回大きく変わったところは、公園の集約再編になります。

地域ニーズに沿った公園機能の分担など、公園としての魅力向上、活性化を図るため、都市公園の集約・再編により、維持管理の効率化や整備費の「選択と集中」が可能になり、持続可能な公園サービスが促進されると期待されます。ただし、都市公園法第16条に基づき、集約・再編後も公園面積の維持が基本となります。基本計画ですのでここでは具体案は示していませんが、実施に当たっては、面積を減らすのが難しい点と、公園や緑地の機能について、4系統の区分の通り様々な機能を踏まえて検討が必要であり、ストックマネジメントに関わる、公園施設長寿命化計画などとあわせて、整備計画あるいは方針などを検討していくこととなります。

整備目標ですが、計画のフレームにあわせ、面積数値をやめ、市民利用の増加を目指すべく、第7期総合計画における公園利用の事業指標及び目標値と同一としました。

都市公園以外の公共施設緑地の整備及び管理の方針ですが、公営住宅団地内の公園は身近な緑地となっていることから、公園・緑地に準じる機能を持つ施

設緑地として配置していくものとし、都市公園の集約・再編の際は、その整備状況を考慮し検討することとします。市街地内に位置する教育文化施設、保健福祉施設などの公共公益施設における植栽地を公共公益施設緑地として配置するとともに、緑化整備を図っていくものとし、街路樹につきましては、街路樹の成長に見合った適切な維持管理を積極的に行い、持続可能な規模の街路樹の保全を行います。

民間施設緑地ですが、整備方針に基づいて配置・整備する民間施設緑地の面積については、現状の値を目標としますが、民間施設であることから、原則としてそれぞれの地権者の取り組みによるものとし、

法による地域性緑地ですが、森林法、河川法による指定がされているものを、緑の基本計画においては地域性緑地として取り扱っていますが、現状維持を目標とし、それぞれの法に基づく整備、維持管理を推進いたします。

都市緑化及び都市景観の目標ですが、都市緑化の目標は今後も都市景観との連携・調和を図りながら、緑豊かな都市環境づくり及び都市生活の快適性の向上となるとともに、二酸化炭素の吸収源としての緑の保全による脱炭素社会の実現や、砂川市都市計画マスタープランが示す将来都市構造における拠点の配置と連動した、水と緑のネットワークの形成となるような都市緑化を図るため、「水と緑のネットワークの形成」とします。

都市の緑化は、多面的な要素を有することから、都市緑化の推進方針は、土地利用に応じた緑化の推進方針と、公共公益施設に応じた緑化の推進方針として定め、計画的な緑化推進を図ります。

都市景観における目標は、本市の景観を守り、育て、創り出すことによって、緑豊かで個性と魅力ある砂川らしい街並み景観の形成を図るため、「砂川らしい街並み景観」の形成とします。

また、都市景観の推進方針は、都市景観は、多様な要素で構成されることから、自然的景観の保全方針と、市街地内景観の形成方針として定め、計画的な景観形成を図ります。

官民連携の推進ですが、市民参加の推進方針は、都市緑化及び都市景観を含めたこれからの都市づくりでは、市民意見の反映と、市民と行政による協働のまちづくりの取り組みが必要不可欠であることから、市民が都市づくりの主役であることを明確に位置付け、市民と行政のパートナーシップを円滑に構築するため、個人としての市民や、町内会、ボランティア団体、NPO法人、企業・事業者などの団体や組織としての市民と、行政が、各々の責任の下適切な役割分担を明確にした上で、計画的かつ効率的な都市緑化の促進及び都市景観の形成のため、緑化活動への市民参加及びその推進を図ります。なお、指標につきましては、砂川市第7期総合計画の事業指標に即し、団体の数とします。

民間との連携ですが、官民連携におきましては、企業花壇やスポンサー花壇、公園緑地における民間出店等に伴う環境整備（P-PFI）など、美しく魅力的なまちづくりを実現するためのシステムづくりを検討します。

以上、緑の基本計画の説明になります。よろしくお願いいたします。

会長：これから質疑、審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問がありましたら受け賜りたいと思います。

委員：都市計画マスタープランの地域別構想で、市街地の地域で地域の現状というところがあります。

地域の現状なので、砂川市の場合地域の現状というのは、だいたい小学校区域で分かれているという考えで、表現されていますが、先ほどお話の中でも、小中学校の適正配置という事になってくると、この例えば東部は主に中央小学校区域あるいは砂川小学校区域というような言い回しが今後計画期間内で出来ない可能性があると思いますので、考え方を伺っていくのと、都市計画の見直しの、土地利用の見直しの関係で、4点の見直し、という話がありました。この見直しの内容をもう少し詳しく説明していただければと思います。

緑の基本計画で、緑地の保全及び緑化の推進のための施策の中の、都市公園の集約・再編の検討について、都市公園ストック再編のイメージ図が示されており、今後10年間のなかで行われる可能性が高いと思いますが、考え方について確認させていただきたいと思います。

事務局：1点目の、区域の名称についてです。今回策定するにあたり、当然この区域について、どのような名称が適切かということ、検討させていただいたところ、です。

前回の都市計画マスタープランでは、晴見地区という表記もしていました。都市計画制度において一般的に地区名を採用する場合は、この中心となる町名を採用することが多く、中央小学校の住居系の部分があって、それを保全して、いこう、という考えのもとで、そこからの土地利用の見直しをはかっていくことになっておりました。

市立学校の適正配置計画の実施に伴いまして、それが実施されますと、土地利用について今までは都市計画マスタープランとしては学校があるものとして計画を策定しましたが、今回は学校統合により、都市計画の見直しでは方向性が変わると考えております。北側の焼山工業団地から、南側の三砂地区となりますけれども、既に開発しているところよりは、その北側のほうに土地利用が低調な部分がございますので、そこも一体的に考えて行こうという事でその

表記を採用させていただいております。

計画策定後、都市計画決定の検討時には、小学校がなくなっていた場合、その時にあわせた適切な表現を採用して参りたいというふうに考えております

2点目でございます。土地利用の見直しについては、用途地域のところでも説明いたしましたが、建築物の規制により住宅街の隣に工場が建つことがないよう住環境の保全を図り、トラブルが生じないよう、都市計画というのは組み立てていくものです。

今回ポイントで挙げさせていただいた箇所については、工業なら工業、住居なら住居、工業団地であれば、工業系の建物ばかり建っていると、都市計画の目指すべき方向性としては、そこを目指しておりますが、土地利用が低調であるということから、用途地域を指定するということは、そこは都市化、市街化を図る地域でございますので、その観点からも、ここは都市計画マスタープランを改定したあと、10年に一度の機会でありますので、見直すべきだということを示させていただいたところです。

3点目、都市公園ストック再編のイメージですが、これは国土交通省が示している資料を採用させていただいております。

都市公園につきましては、都市公園法の規定で、市民の利活用が図られやすい場所に整備するものですから、法的には基本的に一度作った公園はずっと使ってくださいというふうになっております。ただ、砂川だけではなくて、国内全域において公園はたくさんありますが、人口減少が進み、いままでの公園の形ではなく、この図の中にもありますけれども、保育所であるとか、病院であるとか、そういったもので利活用できないかとか、まとめることによって、より大きい規模の施設が整備できるのではないかという事で、国土交通省を含めて、都市公園ストック再編事業ということで取り組まれているところです。

第7期総合計画におきましても、緑化推進のところで、公園についての課題等の方も記しているところでございますが、それに即した形で、砂川市内に公園はたくさんありますが、ある程度整理した中で、使われる公園を目指して、再整備、集約、再編も含めた形を検討して行きたいというふうに考えております。時期については、はっきりとは言えませんが、この計画、緑の基本計画の10年の中で検討をするということになります。

会 長：その他に、何か質問等ございませんか。

委 員：都市計画マスタープランについてなんですけれども、ずっとまちづくりをしていく中で今後の10年間というのは、いままでの10年間は保守的なところ

できていたのかなという気がしますが、まち全体を、一度、本当にこのままでいいのか、と見直す時期と理解しております。

土地利用が混在しているところ、日常生活に支障が出るようなところには、何か不便になるようなものが配置されるのはよくないとは思いますが、広い意味で市全体をもっと魅力的なまちにしていかなければいけないところが出てくると思っています。

やはり学校の再編等も含めて、一極集中になっていく。ただ、現在も自分の住んでいる地域のまわりからどんどんいろいろなものがなくなっていくという事に対する不安感と、将来この地域ってどうなっていくのだろう、というのがなかなか見えないということに対して不安感というのがあると思います。

こういった機会を通じて、今後どのようなまちの形成、建物であったり施設であったり、今後どうなっていくのか、そしてなにが変わっていくべきか、市民からの意見を取り入れてほしいと考えますが、計画をこれから立てて検討して行く段階の中で、市民参画について、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

事務局：都市計画決定の話をさせていただきますと、これは都市計画法の規定に基づきまして、用途地域を変更する際には、都市計画手続きとして、市民意見を尊重した中で決定実施するという仕組みになっております。例えば公聴会や住民説明会等もこれは必ず開催しなければならないとか、市民アンケート調査もそうですし、砂川市の規定ではパブリックコメントの実施であるとか、制度的に整っておりますので、それぞれの制度に応じながら、地域的な要素も十分加味しながら、市民意見の取入れを図って参りたいというふうに考えております。

委員：これからの10年、さらにその先の10年、本当に大きく人の流れが変わっていく、地域に住んでいらっしゃる方が不安を抱くことがないように、しっかりと説明と、意見の集約をする場を、今まで通りではなく、少し踏み込んで、行っていただきたいと考えておりますので、お願いしたいなと思います。緑の関係ですが、総合的なところですが、基本的には緑地と森林と、という記述ですが、都市計画なので、山ももうちょっと具体的に入れたほうがいいのかという気がします。もちろん森林計画の方があるので、そっちはそっちでという当然考え方もあろうかと思いますが、やはり都市計画を考えるうえで、いまSDGsも非常に重要なまちづくりの一翼を担う時代になってきたと思っているので、SDGsの関係、二酸化炭素に有効なストックとして、森林経営をおこなっていただいているところはありますが、実際に、山はどうなって

いるのかというと、やっぱり生い茂っているような状況となっていて、地面まで光が届かない山林も多くなって点在しています。SDGsとしてしっかりと十分に環境機能を発揮してもらうような環境づくりという点を踏み込んでいったほうがいいのではないかと思うのですが、基本的には入れる必要が無いルールなのかもしれませんが、説明いただければと思います。

事務局：緑の基本計画についての、森林の取り扱いについてのご質問ご意見だったと思います。

緑の基本計画につきましては都市緑地法を根拠法として作成しているもので、この計画の趣旨自体もあくまで法律や都市緑地法運用方針、省令等において、都市地域の緑化状況を中心につくるという制度になっております。緑の基本計画でも、樹林地、山、それから森林についての記載もさせていただいております。それは完全にセパレートするのではなくて、相互に森林地域と都市地域と連携を図りながら、緑化について保全していくという考えです。

SDGs等の観点では、ゼロカーボン、脱炭素ということで緑に対するニーズはますます高まっているところです。その部分を踏まえつつも、人口減少の中で、森林地域も都市地域も、緑化についてはどういうふうに継続していくのか、持続可能なのかという部分もございますので、そういった部分を含めてフォローしていけるような計画としたと考えております。

委員：記載はどこまでという事もあると思いますが、計画の中で何か具体的なものがあれば、取り組んでいただきたいなと思います。

公園の関係ですが、10年前から、公園は人口が減っていくので、集約をした方がいいのではないかというお話はさせていただいておりますが、その当てもやはり法的に難しいのだというお話があって、なかなか進まなかったと思うのですが、ここに来て、審議に出てきたという事もありますし、人口が増えることや子どもの数も多いことを想定した中でつくられてきた公園だと思えますが、利用者が減って、そして管理の行き届いていないということで、どんどん市民の評価が下がってきてしまっているかなという気がします。そこは選択と集中を進めていただきたいなという思いはあるのですが、少し具体的に方向性というものをお聞かせいただきたいと思います。

事務局：今回この緑の基本計画において、集約再編という部分をうたわせていただいたのは、積極的に使われるような公園づくりを目指したい、その中で、あくまで一手段として、公園は量的に満たされているという中で、集約再編も考えられるということを示させていただいております。

委員：集約再編といっても、やはり地域の近隣の住民というのがいらっしゃるの、ひとりでもふたりでも、いつもそのベンチで、ひとりであることが出来なくなって、たくさんの方が利用していなくてもその人にとっては大切な公園というのもあるので、丁寧な説明と意見の集約というのが必要になってくると思うのですが、やはり管理というのはお金がかかり、ひとりが利用しても10人が利用していても同じだけかかるということがあるので、そのあたりも、しっかり見極めながら進めていっていただきたいと思います。

このSDGsの関係でなんですけど、市の緑地地帯、雑草も含めた、緑地帯があらうかと思いますが、空知地方の在来種っていうものと、それから外から来た外来種という植物、その駆除ということもいろんな箇所で始まっているのですが、その先行的な在来種を保つためには、外来種があることによって、そこに外来種に関連する生物、動物や人間に影響が返ってくると言われています。そのあたりについて、いま現在調べていることはないと思いますが、外来種植物の管理というものを考えているものであれば教えて下さい。

事務局：SDGsの考え方で言いますと、持続可能な自然という事で、在来生態系の保護であるとか、バランスを保ちながら、ビオトープ等をつくるという部分もあるかと思いますが、今回の緑化、緑の基本計画につきましては、生態系の影響まではなかなか記していないところでもございます。第7期総合計画におきましてもSDGsの考え方等は取り入れておりますので、それを踏まえた全体の中でそういった部分も今後については考えていくべきですし、担当部署とも連携を図って、課題が顕著になった場合には、対応していく必要があると考えております。

会長：その他に何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。
それでは無いようですので、お諮りいたします。議題①から②で諮問のありました、砂川市都市計画マスタープラン及び砂川市緑の基本計画につきまして、原案のとおり進めてよろしいか伺います。よろしいでしょうか。

～ 委員の皆さんの了承 ～

会長：異議なしということで、原案を承認いたします。

9. その他

会 長：次に、日程9の「その他」について、事務局から説明願います。

事 務 局：その他という事で、ただいまご承認いただきました原案につきましては、パブリックコメントおよび北海道意見の反映等をふまえ、最終案となりますが、これを最終的にご審議、そしてご答申いただくこととなります。つきましては、パブリックコメント終了後の、3月の下旬に最終案審議のための審議会を開催を提案いたします。具体的な日程につきましては、事務局より改めて調整させていただきたいと考えております。年度末の折、皆様には大変ご多忙のところ恐れ入りますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会 長：提案について、ご意見、ご質問ございませんか。

～ 委員の皆さんの了承 ～

会 長：異議なしということで、承認いたします。

10. 閉会

会 長：その他、ご意見、ご提案等ございませんか。
無ければ、閉会いたしたいと思いますが、閉会してよろしいですか。

～ 委員の皆さんの了承 ～

会 長：本日は、お忙しいところ本審議会にご参会いただき、ありがとうございました。以上をもって閉会いたします。